

「裁判員経験者と法曹三者との意見交換会」議事要録

1 日 時 平成23年1月11日(火)午後3時から午後5時まで

2 場 所 長野地方裁判所大会議室(本館5階)

3 参加者等

司会者 井上弘通(長野地方裁判所長)

裁判官 高木順子(長野地方裁判所刑事部部総括判事)

検察官 樋口正行(長野地方検察庁三席検事)

弁護士 山崎勝巳(長野県弁護士会所属)

裁判員経験者1番 60代・女性・会社員

裁判員経験者2番 40代・女性・会社員

裁判員経験者3番 50代・女性・アルバイト

裁判員経験者5番 20代・男性・団体職員

裁判員経験者6番 女性

(裁判員経験者4番は、欠席のため欠番)

長野司法記者クラブ記者 14人

4 議事要旨

司会者

本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。これから、「裁判員経験者と法曹三者の意見交換会」を始めます。私は、本日、司会として進行を担当させていただきます、長野地方裁判所長の井上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、参加者全員から、簡単な自己紹介をお願いしたいと思います。順番は、裁判官、検察官、弁護士、裁判員経験者の順でお願いいたします。法曹の方は、これまで担当した裁判員裁判の件数等に触れていただけたらと思います。裁判員経験者の方は、担当した事件の罪名等に触れていただけたらと思います。

それでは、高木判事から、よろしく願いいたします。

裁判官

長野地方裁判所の刑事部で裁判長を務めております裁判官の高木でございます。私は、昨年4月に当庁に着任して以来、裁判員裁判については計8件担当させていただきました。本日は皆様方からいろいろな御意見をいただいて今後の裁判員裁判に役立てていきたいと存じております。どうぞよろしくお願いいたします。

検察官

長野地方検察庁三席検事をしております樋口と申します。私自身は、昨年4月にこちらに着任してから、現時点ではまだ裁判員裁判の立会をしていないところです。これから実際の事件で何件も立ち会う予定がございますので、皆様方の御意見を参考にさせていただいて、より分かりやすく実効性のある公判立会をしたいと思って参りました。どうぞよろしくお願い致します。

弁護士

長野県弁護士会の弁護士の山崎勝巳です。私は、一昨年12月に、長野県で初めてやった裁判員裁判を担当しました。その後は、今もう1件事件をやっておりまして、まだ公判の前の段階です。合わせて2件ということです。また、弁護士会の中では、平成16年から平成21年まで裁判員制度対策特別委員会というのがありまして、その委員長を務めていました。新しく始まった大転換の制度ですので、我々もまだ手探りでやっているところもありますが、今日の御意見を参考にさせていただいて、より良い裁判になるよう努力したいと思います。

1番

昨年9月に、上田市における通貨偽造行使の件で参加させていただきました。

2番

昨年9月に、強盗致傷の事件で裁判員を経験いたしました。

3番

私も2番の方と同じ事件で、強盗致傷の事件に参加させていただきました。

5 番

傷害致死の事件をやらせていただきました。

6 番

私は、昨年 1 2 月に、殺人事件で参加させていただきました。

司会者

どうもありがとうございました。それでは、今日の意見交換会の趣旨等について簡単に説明いたします。裁判員裁判も施行から約 1 年 7 か月が経過し、その間に、長野管内では、一昨年 1 2 月の第 1 号事件以降、長野地裁本庁、松本支部を合わせて 2 0 件の判決が言い渡されました。そこで、これだけ数が集まってきたこの段階で、実際に裁判員裁判を経験された方々に、裁判員を務めての率直な御意見や御感想等をお聞きすることが、我々法律家にとって今後の裁判員裁判の運用を考えていく上で重要であり、また、裁判員経験者の方々の生の声を国民の皆さんにお伝えすることは、裁判員裁判に参加することへの不安感や負担感の解消につながると思われることから、この意見交換会を設けることにいたしました。

気楽にとっても難しいかもしれませんが、今日の主役は、参加いただいた裁判員経験者の 5 人の皆さんでございます。どうぞ遠慮のない率直な御意見をお伺いできたらと思います。我々や検察官、あるいは弁護士に気兼ねすることなく思ったとおり言っていただくことが、我々にとっても今後有用になりますし、これから裁判員を務める人にとっても非常にいいことになると思いますので、よろしく願いいたします。また、併せて単なる意見ではなく、裁判官、検察官、弁護士もそろっていますので、逆に、皆さん方に、あのときどうしてこうだったんだというようなことがあれば、そのあたりも遠慮なく御質問いただければと思っております。

それでは、まず、それぞれ裁判員裁判に参加された訳ですけれども、その全般的な感想といたしますか、印象といたしますか、裁判員裁判が終わった直後の記者会見などでもお述べになった方もいらっしゃるかもしれませんが、それからある程

度の日数が経っておりますので、あらためてその後思ったことがあればそれも含めてお聞かせいただければと思います。

1 番

実際に呼出状が来るまでは、私には縁のないものだと思っていましたが、次々とくじに当たってしまいまして、最終的にはこうなってしまった訳ですが、非常に緊張したというのと、あとはやりたいという希望をしても与えられないまたとない良いチャンスを与えていただいて、経験させていただいた後はいろんなニュースにも関心が向きますので、私なりに勉強しながら見聞を広めていきたいと思っています。非常に良い機会を与えていただいて良かったと思っています。

2 番

4日間裁判員として裁判に参加したのですが、大変な緊張をしまして、夜もよく眠れなかったり、終わってからも、勤め先の方で、自分ではあまり変わっていないと思っていたんですが、1か月くらいは元気がないんじゃないかと思われていたようなので、精神的な負担が大変大きかったかなと思っています。

3 番

選ばれて来たときに、絶対に当たらないと思って来たのですが、当日、番号が当たってしまって、その日の午後から裁判について話し合いが始まることになって、あまりの早さにびっくりしたんですけれども、逆に考える余地もなく始まったので覚悟が決まったという感じです。参加する中で、やはり相手の方の年齢などが自分の子供に重なってきたりすると、なぜそういう風になってしまって、そういう事件が起きてしまうんだろうとか、子供達が生きていく中で、社会や家庭がどうしてこういう子供に育ててしまったのんだろうとか、逆に言えばその子供がどうしてこのように育ててしまったのんだろうかということに対して、すごく考えました。裁判が終わって判決がされたのですが、判決を受けたその方がいつか社会に戻ってこられるときに、果たしてそれで本当に復帰できるのかなと。そうやって決めていかなければならないというのは分かるのですけれども、本当にそれ

で犯罪がなくなるのかなということは疑問に感じました。

司会者

ものすごく深い話をそれぞれしていただいたと思うんですけども、例えば3番の方の話なんかも、私も裁判官をやっていて感じるものがあつたのですけれども、そのあたりについては、1番の方もずいぶんうなずかれていたようですが、同じような思いでしょうか。

1 番

そうですね。中身については、考えさせられることも非常に多かったですし、なんでそこでそういう行動に出ってしまったんだろうと理解に苦しむこともありましたが、私の子供は私が担当した事件よりも少し上ですけれども、正直それまで何事もそのようなことがなく成長できていて良かったなと思えました。ですから、一概に言い切れないですけども、今の方がおっしゃられたとおり、その方のこれからを思うと、果たしてこれでいいのかなという思いは、皆で評議の場で話し合っただけで出した結論だと思っています。

5 番

自分が選ばれたときには、自分がまだ若いもので、そういう精神的な負担は少しありました。その後、自分自身をいろいろな立場に置き換えて物事を考えて、いろいろな視点で見させていただき、とてもためになりました。

6 番

私は、つい最近の12月末の事件だったんですけども、話を聞いていて、些細なことが殺人にまで至るんだなと、ちょっとした感情が大きくなると人間って変わるもんだなとあらためてまざまざと知ったということが感想です。裁判員を経験した上では、いろんな人がいろんな意見を言ってくれるんですけども、自分の意見が正しいのか正しくないのかというのを人と照らし合わせると、やはり自分の意見を強調したくなる部分がありまして、そこで少し葛藤がありました。

司会者

それ以外に、感想などが時間が経つにつれて変化が生じたかとか、あるいは2番の方がおっしゃっておられましたが、裁判員を経験したことによって生活面で何か変化が生じたかとか、そういう点で付け加えることがあればお聞かせ願いたいと思います。

2番

強盗致傷の若い男性の事件だったんですが、本当にそれで良かったのかなとずっと思っていて、忘れることもありますけれどもやはり新聞とかの「市民が裁く」とかの字を見るだけで、あれで良かったのかなとふと思い出すことが今もあります。

1番

幸いと言っていいかどうかわかりませんが、私の事件は、人に傷を付けたとか命に関わるとかそういう事件でなかったために、当初はとても緊張感で疲れましたが、時間が経つに従って、私はこの日に裁判員裁判に参加したんだということが言えるようになりました。それまでは、名簿に登録されたことも言えませんでしたし、呼出されたことも言えませんでしたし、私の場合はそうでしたけれども、いろんな人の命に関わる裁判員裁判を見るにつけ、どうなのかなという思いはとても強いです。

5番

特に精神的負担はありませんでした。今後の人生に役立てていきたいと思いません。

司会者

選任手続について、日程とか開始や終了時間なども含めて、御感想とかございましたらお聞かせ願えればと思います。

3番

先ほど言ったように、当日、後で食事をしようと夫と話をしていたら当たってしまったという感じで、あわてて電話をして今日はなしにしてと言いました。そ

の後すぐに始まったので、逆に迷っているというか悩まなくて済んだというところはあります。自分はたまたま休みだったので良かったのですが、仕事をしている方は皆大変だなと思いました。

司会者

例えば3日とか4日とかいう日程の点や、朝何時から何時までに終わるなどの点について、何か御感想とかこういう風にすればよかったのにとか思うことがあればお願いします。

3番

私はアルバイトで、子供達は学生で早く出て行ったりするので、そんなに関係はなく、仕事も簡単に休めましたのでその点は大丈夫でした。きちんとお勤めしている男性の方は、きっと大変だと思います。

5番

自分は4日間でしたが、職場が変則勤務だったので、あまり職場にも負担をかけず、裁判に参加できてうれしかったです。

司会者

そういう点でいうと、12月の事件はかなり長かったと思うんですけど、6番の方はどうでしたでしょうか。

6番

本当でしたら、仕事の関係では12月の年末が一番忙しい時期なんですね。自分の中では絶対に当たらないと思って、まあいいやという調子でやっていたところ当たってしまったもので、急遽職場に電話したら、仕方がないなという言い方をされまして、お許しを得てやらせていただきました。

司会者

もちろん1番や2番の方も家庭、お仕事との調整があったと思いますし、例えばこれから冬場になったりすると、朝集まってもらう時刻について、裁判所としてもいろいろとどうかなと思ったりしているんですけども、そのあたり何かお

聞かせ願えればと思うのですがいかがでしょうか。

1 番

東信，上田とか軽井沢とか遠くの方からおいでになる方は，冬場になると大変だろうなとは感じました。9月のときも軽井沢とかあちらの方が多くて，御本人たちは新幹線で来ればすぐだからとおっしゃっていましたが，広範囲にわたるだけに時間の選定というのは時期的なことと考えれば，少し難しいかなと思いました。

2 番

私は家が飯山なんですけど，冬でなくて良かったなとつくづく思います。昨日もそうですが，JRが止まったりしているので，公共の交通機関でという指示があっても，冬だったらきっと来られないかなと思ったりします。

司会者

選任手続のやり方については，皆さん集まってもらって必要に応じて個別質問をやるとか，そういう手続自体について何か御感想などございますか。

5 番

自分は，選任手続自体は，ランダムに選ばれたなと思います。

司会者

例えば，裁判所が始まる前に想像していたこととしては，プライバシーに関わることであるとか，そういう方のそういうことの聞き方ですとか，事件との関連を含めてどうするかとか，先ほど飯山の方の話がありましたが，思い切って選任手続を午後にやって裁判自体は翌日からとか，あるいは少し間をおいて職場との調整をした上でやろうという考えも一つの考えとしてあったものですから，もしそのあたりでこうしてもらった方がいいんじゃないかとか，こういうことができないかとか，あるいは実際に皆さんがやられた選任手続はこういうところに不満があるとかありましたら，どうぞ御遠慮なくお聞かせ願いたいのですが。

5 番

自分は午前中選ばれて午後裁判に入ったのですが、自分の年齢とは2倍か3倍くらい歳の離れた方と一緒に行動をしないとイケなかったので、結構覚悟を決めて裁判に臨ませていただきました。

6 番

書類のところにも選ばれれば22日までと書いてありましたので、まあ仕方ないなと思いましたけれど、始めから選ばれるはずがないと思ってやりましたもので、当たったら仕方ないと自分でそこで妥協したんだからと思いました。ランダムにパソコンで選ばれたと聞いたのですけれども、私たちの場合は、女性が2人で男性が6人でした。前にも聞いたことがあるのですが、女性が何人とか始めに決まっているのですかと言ったら、それも決まっていないということでしたので、まあこれは仕方がないなと思いました。自分で22日まで拘束ということになってやってやったことですから別にいいです。

1 番

事前にいただいた資料では、午前中に選任されれば夕方5時まで用事があるとなっていて、私の場合は3日間という予定がありましたので、会社へも全部の人には言いませんでしたが、上司にはこういうわけで当たりくじを引いてしまうと3日間お休みをくださいと言って、そういうつもりで覚悟をしてきました。先ほど選任を午後にして、またあらためて裁判という方法があると言われましたが、時間を間に入れた方が心に迷いとかが生じるので、「えい、やあ」で来ていただいた方がすんなりできるような気がいたします。

2 番

私も、午前中抽選で午後から裁判というので良かったかなと思うんです。1日もし空いたとしたら、今の時代ですから、裁判の内容をパソコンとかで調べるような気がするんですね。調べて、これくらいなら何年だと自分で勝手に思いこんで臨んでしまうと思うので、何も無い状態で突然という方が良かったのかなと思います。

司会者

次に公判審理について率直な御感想や御意見を言っていただければと思います。まず、順序として、審理というのはそれぞれの主張を冒頭陳述でやって、それから証拠調べをやって、最後に最終的な意見を検察官の論告、弁護人の意見ということで行ったと思いますので、3つに分けて、最初に冒頭陳述について御意見や御感想をお聞かせください。こういうところが分かりやすかったとか、もっとこうしてくれれば良かったのにとか、そのあたりをどうぞお願いいたします。

5番

自分は、検察側の方が図面とかチャートとか結構分かりやすく表示してくれたので、論告が分かりやすく、弁護士さんの方は少しだけ分かりにくかったです。ただ、高木裁判長に教えていただき、分かりやすく裁判を進めることができました。

司会者

例えば、弁護士のどういうところが分かりにくかったとか、こうしてもらえばなというところがあればお願いいたします。

5番

検察官の方が、要点がまとまっていたというところがありますね。弁護側の方が、少し文書が長かったと思いました。

1番

正直、最初の方は緊張で頭の中にすべて入ってないこともありましたが、手元の資料と画面と見させていただきながら、検察官、被告人両方とも分かりやすかったです。

2番

大型のモニターとかを使って説明をしてもらって、冒頭陳述は分かりやすかったです。検察側と弁護側と意見が全く反対のことを言うので、本当はどうなんだろうと大分迷いが出た感じがしますが、それぞれの主張はきちんと分かりました。

3 番

私も同じで、説明されていることはよく分かりました。もっと難しいのかと思っていたら、とても詳しく話していただいたので分かりやすかったと思います。

6 番

1 日目にいきなり法廷に入らされたことに圧倒されておりまして、検察側が言っていることもただ聞いているだけ、次の日も弁護人が言っていることをただ聞いているだけで、書類に目を通して行って「ああ」と分かるだけでした。やりとりの中で、その言い方は誘導じゃないですかということが出てきたんですけれども、私はそれすらも聞き逃している状態で、よく周りの人たちは聞いているなど感心しました。

司会者

そうすると、特に我々法律家の方でよくよく配慮をしないといけないと思うんですが、例えば冒頭陳述、最初に両方の主張をぶつけあうところですけども、ごく簡単でもいいから、書面などが手元に残った方がいいというご趣旨でしょうか。

6 番

そうですね。それから高木裁判長に言われた「耳で聞いて目で見て」というのが、「ああそういうことか」と。目で追っていることと耳で聞いていることはやはり違ってきますので、そういうことなんだとだんだん分かってきました。

司会者

次に証拠調べですけども、一つは証拠の量というのが、皆さん方が判断するに当たってこのくらいでちょうどいいのかどうかということ、それからもう一つは証拠調べのやり方で、証拠書類などは朗読ををすると思うのですが、そのあたりがよく理解できたかということについて御意見を聞かせていただきたいと思えます。

1 番

初めてのことで、正直分量が適切かどうかも分からないですね。こういうものなんだろうなというのが正直なところ。朗読をされて、状況的なことは理解できました。

2 番

証拠品と同じ一升瓶が出てきて、皆さん持ってみますかと言われて回されたような気がするんですけども、正直それはいいかなという気がしました。

3 番

そのときは一生懸命やって、一生懸命考えていたのですけれども、結構忘れてしまっていることもあります。精神鑑定の医者から詳しい説明をしてもらったのが初めてのことで、すごい経験をさせてもらいました。医者の話の内容については理解できました。

5 番

変な話、検察側は結構多かったんですよ。裁判員は、「分からないことは被告人に有利に」ということが分からないじゃないですか。そういうところを結構弁護士さんが攻めてきたなというのは感じました。検察側は、分かりやすかったです。それと傷害致死で結構多数回殴られたということで、その写真を小さな画面で何枚か流してもらったんですが、その後、評議室でまた最後の求刑をするときに求刑の用紙に写真を貼っていいですかみたいなことがあって、そのとき裁判中の小さな画面には結構痛ましい写真が多かったんですよ。右手が血まみれの写真とか。その貼ってくださったものは、何か検察側がPTSDにならないようにという配慮があったのかなというのは感じました。

6 番

証拠の物品自体はそんなになかったんですけども、見ても私たちはああそうですかみたいなもので、ただ書類で出されたものには判断しがたいものがけっこうあったんですね。前にも足りないんじゃないですか、もっとあった方がいいんじゃないですかと言われたんですけども、あればあった方がいいとは思っているので

すが、見ても余計に分からなくなってしまう。あればあるほどごちゃごちゃしてしまうと思うので、量的には良かったんじゃないかなと思います。

司会者

被告人質問や証人尋問などは、法律家としては検察官も弁護人も、裁判員の人にきちんと分かってもらうように分かりやすい質問をして、要領よく区切っていくということを心掛けているんですけども、そのあたりについて、皆さんの率直な感想をお聞かせ願えればと思います。

1 番

分かりやすかったと思います。私の場合は、他の皆さんに比べて軽微といったらいけない言い方かもしれませんが、そういう事件でしたので、他の皆さんは大変な思いをされたんだなと思いながら拝聴していました。

司会者

例えば、証人であっても被告人であっても、聞いていて双方がなんでこんなことを聞くのかなとか、あるいはご自身でもっとこういうことを聞いてみたいという感想を持たれたことはありましたでしょうか。

1 番

裁判員の中で2人の男性の方が質問をしました。私も聞いてみたいと思うことはありましたけれども、とてもその勇気はありませんでした。もうなんというか、どうしてそういう行動に出てしまったんだろう、最初るときで止めておけばよかったのになぜ2度までも、半分ばれているのになぜ2度までもという思いが強くて、あらためて質問をする勇気もありませんでした。ただ、他の方が聞いてくださいましたので、これからその罪を改めて普通に戻るにはどのようにしてあげたらいいのかなというのが皆で一番考えたところですし、私としては悩んだところでした。

2 番

証人尋問も被告人質問も大変分かりやすかったと思います。裁判員の方から何

か質問ありますかと言われたとき，質問すればよかったかなって裁判終わってからそう思うことがあるんですけども，そのときはやはり勇気がなくて，ちょうど被告の方も自分の子供と同じくらいの年齢だったので，そこにこの質問をするのはどうかななんて思って，大分のどまで出かかったんですけども，手を挙げて言う勇気はなかったです。

3番

私もすごく分かりやすく，難しい言葉もなく理解できたと思います。私は質問したことがあって，自分に同じくらいの子供がいるので，子供の友達とか見てきた中で，とても被告人のことが気になったので，どうしてもっと早く気がついてもらえなかったかということ，裁判官に聞いていただきました。

司会者

1番の方や2番の方が聞こうと思ったんだけども躊躇してしまったというようなことをおっしゃいましたが，これから審理を担当する裁判官もよくわきまえないといけないということだと思います。例えば，こういう風に言ってもらえれば質問しやすかったとか，逆に3番の方がおっしゃったように裁判官に代わって質問してもらえばよかったとか，何かそのあたり今後裁判官が考えるにあたって参考になるようなことで御意見があればお聞かせ願えますか。

2番

別室で審理しているときに，「裁判官が代わって質問しますが質問したいことがありますか」とかいう場があれば，言えたかなと思います。裁判に入ってから，「裁判員の方ありますか」と聞かれても，ちょっとそこではありますとは言えなかったです。

1番

その場ではなくて，代わりに質問してくださるけれども何かって問われたことがあったような記憶がありますが，とにかく緊張の連続で，そのときにはなかなか思い浮かんでできませんでした。

5 番

高木裁判長から、事実はどこにあるかというのを全体の話の流れから読んでくださいと聞かされて、自分自身で、本当に被告人の言っていることが信じられるか、その信憑性が高いかどうかというところを見極めるのがなかなか難しいなと思いました。

司会者

確かに心の中を見定めるのは難しいと思うのですが、被告人質問の問いのやり方とかそういうあたりには問題は感じられなかったですか。質問自体は分かりやすくきかれましたか。

5 番

はい。

6 番

私は分からなかったことがあったので、すぐその場で聞いたことが1回あるんですね。それはスムーズに知りたいなと思ったから聞いたんですけども、もう一つは被告人に聞くときに、評議室で皆で話し合っているときに、私こんなこと聞きたいなということを高木裁判長に言いましたら、「あなたから聞いてみてください」と言われたので、素直に聞いたというのがありました。

裁判官

休憩時間などに、質問したいことがおありであれば裁判官が代わって質問することもできますということをお話するようにしていたのですが、2番の方の事件では、何らかの事情でお話しする機会がなかったのかもしれません。今の皆さんのお話を踏まえ、今後、更に皆さんが質問しやすい雰囲気を作っていきたいと思えます。

司会者

検察官、弁護人の被告人質問や証人尋問の聞きかたとか、あるいはその分量とかはいかがだったでしょうか。

6 番

分量と言われるとちょっと分からないんですけども、ちょうどいいんじゃないでしょうか。質問自体はそれぞれ分かりやすかったです。その後も、評議したときに繰り返し説明してくださったので、内容的にはよく分かるようにしていただきました。

医者尋問は、専門用語を言われるのでちょっと分からなかったんですけども、書面を見ながらまあそういうものなのかという感じで聞いていました。それが認知症か認知症じゃないかという判断でしたが、私たちはそれを言われても分からないので、ただああそうかという納得だけしていたという感じでした。

司会者

証拠の内容を踏まえて、検察官が最後に求刑をする論告求刑という総まとめと、それに対する弁護人の反論で被告人をこうするべきだという最終弁論というものが行われると思います。いわばそれぞれの総仕上げということで、検察官も弁護人もそれぞれ力を入れた作業を行うわけですが、これについて、まず分かりやすかったかどうか、あるいは少し長いんじゃないかとか、そのあたりについての御意見、御感想をお聞かせください。

1 番

そういうものだととらえております。特に分かりにくいとか、くどいということはありませんでした。

2 番

論告も弁論も大変分かりやすかったと思うんですけども、最初の冒頭陳述から同じ事をずっと言っていて、何度も聞いたなと思いながら聞いていたような気がします。

3 番

最初に述べたことを、細かく順番を追って説明をするのが分かりやすくするためだということだと思うので、仕方がないと思います。

司会者

図表とかそういうものは、論告弁論では使われていたんでしょうか。

2 番

手元に最初からの冒頭陳述のところからの印刷してもらった資料とかがあったので、そのときの資料かどうかは思い出せないんですけども、前の資料を見直したりしながら最後の論告とか弁論を聞くことができ、それは良かったと思います。

1 番

最初に手渡された資料の中にすべてそろっていたと記憶しています。その書面とそれぞれの陳述で理解できました。

5 番

論告の方は簡潔に分かりやすくされていたと思います。弁論の方は、何度も同じことを言うようなんですけども、自分たちは経験が浅いので、「分からないことは被告人に有利に」ということが、なかなか理解できにくかったところがあります。

司会者

最初の方で、弁護人が、そういう風に「分からないときには被告人の利益に」ということをずいぶん主張していたとお話しされていたと思いますが、それは弁論でも同じだったのでしょうか。

5 番

なんとなくそんなニュアンスは感じられました。

6 番

論告と弁論は分かりやすかったんですけども、ただ、一つのことになると同じ事をずっと何回も言い合っている、弁護人が、検事があるときに取り調べた様子をなぜ録音しなかったのかということばかりをずっとやっていて、そこについては、私は、趣旨はそこなのかな、私とは感覚が違うのかなと少し疑問を抱きま

した。

司会者

内容的なことにも当たることなのであくまでも感想として伺うんですけれども、要するに両方で争っているのはよく分かったしそれぞれの主張もよく分かったと、しかしながらそれ以外にもっと双方が主張してやってもらうところがあるんじゃないかとそういうことですか。

6 番

そうなんですけれども、例えば、検察側がこれだけ時間がかかったので弁護人もこれだけにしてくださいと言ったら、その時間がやれ5分だ10分だっていうので、そんなことをやっている間に話を進めた方が良いんじゃないかとか、そういうことが大事なのかなと、私の方は思ってしまったんですけれども。

司会者

次に評議と判決についてです。評議については、あくまでも外形的なことだけ聞かせていただければと思いますけれども、初めて裁判に参加されて、ご自身の意見が十分述べられたか、あるいは納得のいくだけの議論をすることができたかと、そのあたりについて率直な意見をお願いします。

1 番

自分でも自分の意見は述べられましたし、裁判員6名補充裁判員2名合わせて8名、あと裁判長や裁判官の皆さんと一緒に、すべての人が納得いく意見というか評議ができたと思っております。

2 番

納得いく評議はできたと思えます。

3 番

私もそう思います。いろんな人たちが集まって、考え方や取り上げ方が違うので、すごく勉強になりました。

5 番

1人1人が知識も経験も違うじゃないですか。その方々と多面的に物事を見ることができて、いろいろ人生勉強ができました。

6番

私も納得のいく評議ができました。メンバーが良かったというのもありますし、1人よくしゃべってくれる人がいたので、それにつられて話ができたといい点もありました。

司会者

裁判所の備品としてホワイトボードを何枚も置いて、中には印刷できるものも評議室に設置しているんですけども、あるいはそれ以外もいろいろな機材を置いておりますが、そのあたりは、実際の評議にあたって有効に使われましたでしょうか。その点と、もしこういうものがあれば便利だったなとかあればお聞かせください。

1番

目で見て判断するということでは、非常に有効活用できていたと思います。ホワイトボードとパソコンの大きな画面ですね。こういうものがあつたらというのはちょっと思いつきません。

2番

最後の判決を出す前に、今までの判例をホワイトボードに書いていただいたりとかモニターに資料を出していただいたりとかして、役に立ったと思います。

3番

同じです。

5番

裁判官の方も一緒にいろいろ物事を考えてくださって、分かりやすいようにホワイトボードにまとめてくださり、話の流れというか、この事件に至るまでの経緯とかが分かりやすかったです。

6番

ホワイトボードなんですけれども、資料が持ち出せないものですから、家で復習ができないんですよ。その分ホワイトボードに書き出してもらって、いつごろ何をやったというようなことを書いてもらったことによって、頭の中に入ってきたというのがありました。その他パソコンも良かったですし、他に必要なものと言われてもちょっと浮かびません。

司会者

皆さん方の御意見を集約した判決書を、裁判官の方でまとめて法廷で判決を宣告すると思います。それを聞いておられて、その内容というのは、評議の結果をきちんと反映した分かりやすいものになっていたかどうか。そのあたりについて、忌憚のない御意見をお聞かせください。

1 番

内容そのもので、非常に分かりやすいものだったと思っています。

2 番

難しい言葉もなく、普段使われているような言葉で書いていただいて、よく分かりました。

3 番

同じで、よく分かりました。判決を述べられたときも、相手の方のことを思って述べてらっしゃるように思われました。

5 番

結構被告人の方に質問をしたのですが、そのときに触れた証拠とかを高木裁判長が最後の文章のところに汲んでくださって、うれしかったです。

6 番

理由から始まって、皆が思っていることを全部書いていただいたということで、結果、こうなんだということが分かりやすかったです。

司会者

最後に、これから裁判員になられる方へのメッセージというものを、ぜひ経験

者の生の声としてお聞かせ願えればと思います。

1 番

いろいろな個人的な生活環境の中において、いろいろな面があるかと思いますが、運悪く選任されてしまったら、それはそれとして、与えられたまたとない機会ですので、前向きに取り組んでほしいと思います。

2 番

怖い事件を担当される裁判員になられる人には、何とメッセージを出せばいいかなと思うんですけども、選ばれてしまったら、人生の経験だと思って、前向きに真っ白な状態で出て判決していただきたいと思います。

3 番

今日ここに来るにあたって、少し前に出席することをふと思い出して、そろそろだと思ったときに、被告人の方の顔がしっかりと目に焼き付いて思い出されました。今でも顔が焼き付いてしまっているので、私は傷害事件でしたけれども、重大な事件を担当される方はもっと大変だと思います。若い方たちが被告人になって、その方たちに向かって判決をするために話し合わなければいけないんですけども、私たちはいったいどのくらいの刑を与えるのかということは全く分からないで来て、いろいろな事件において何年とか決まっていて、そこにまたいろいろなものが関係してくるということを初めて知りまして、自分はそれを聞きながらも全然違う年数とか短い年数とかにしてみても、やはり自分の子供たちのことを思ってそういう風にして、その後、皆で話し合いながら近づいていって一つのものにしていくのですが、そこらへんが少し難しいなと思いました。今でも分かりません。

5 番

自分はとても学ぶことが多く、これから社会の中でも生かしていきたい経験だったと思います。

6 番

私も初めての裁判でしたし、こういうことを経験できるということは、あまりないことですので、選ばれたら本当に自分の気持ちをぶつけて素直にやっていたきたいなと思います。

司会者

それでは、記者の方からの質問に入りますが、まず代表して幹事社の方から代表質問ということでお願いします。なお、守秘義務についてはよろしく御配慮ください。

N H K 記者

裁判員を経験されたことを踏まえて、考え方や気持ちなどの面で変わった点があるかということをお聞かせください。

1 番

いろんな事例に対して、興味を持てるようになりました。

2 番

今までは、新聞とかに裁判員と書いてあっても別に読まないで素通りしていたんですけども、小さい字でも書いてあると真剣に読んでみたり、テレビとかでも裁判員とか言うのと振り返ってみたり、そんな風になりました。

3 番

私も同じです。今まで全然関心のなかったことに関心を持つようになりました。あと、事件に対して皆がどのように考えているのかなということをお聞きすることがあります。

5 番

裁判員裁判を経験したことによって、もっと知識と経験にどん欲になって生きていきたいなと思いました。

6 番

私は、別に裁判員を経験したからということではないんですが、あまり自我を強く出さないようにした方がいいなと思いました。周りの意見もいろいろ聴いて

判断することを学びました。

N H K 記者

裁判員を経験してしばらく経っているかと思うのですが、裁判を終えられて守秘義務を負担に感じることはありますか。

6 番

私はいろんなことをしゃべってはいけないと言われたんですけども、そんなに周りが聞いてくることもなく、聞かれることはだいたい法廷でしゃべったことなので、別に負担にはなっていませんでした。

5 番

評議室での守秘義務があったおかげで、意見討論がたくさんできたように思います。守秘義務自体の負担は少しあったくらいです。

3 番

あまり聞いてくる人がいないので、そんなに考えなくていいと思います。

2 番

しゃべりたいのは山々なんですけれども、家でも守秘義務を守るかということとても苦しいです。守ってはいますけど、しゃべりたいです。

1 番

特に聞いてくる方もいませんので、負担には感じません。

N H K 記者

裁判員の経験自体が、仕事や精神的な面などで負担に感じることはありましたでしょうか。

1 番

一般には思いません。良い経験をさせてもらったと思います。

2 番

私の会社では、裁判員に選ばれたら届出をすることが規則で決められているのですが、上司に通知が来てしまったんですけどもという話をしたら、じゃあ紙

に書いて出してねと、呼出状が来たときも、また上司に通知が来てしまったのでお休みさせてくださいという願いをしまして、ありがたいことに平日の出張として取り扱って、バックアップをしてくれました。休んでも私の仕事が増えとかそんなこともなく、仕事の面は大丈夫だったんですけども、やはり精神的な私の気持ちはあまり平坦ではなくて、先ほども言いましたけれども、1か月くらいしょんぼりしていたと思うんですが、元気なかったねって1か月前くらいに上司に言われまして、ああそうだったのかなと思いました。

3 番

子供の周りにも、そこまでじゃなくても事件とか起こしている子とかがいまして、そういう子たちが本当はすごく優しくて良い子なのにそういうことをしてしまったりしていることを見てきているので、すごくかぶってしまって、どうしてだろうということがずっと取れません。だから、裁判員になって参加してもどうなるというわけではないんですけども、もっと根本的に世の中がそういう事件が起きないようにしてほしいということに対して、すごく一段と考えさせられました。どうしていいか分からないのがとてもむなしいです。

5 番

事件自体、自分自身の人生の教訓というか学ばされたことが多いと思います。裁判員の中では自分自身が一番年下で、今後の人生の経験としてはとても役に立ちました。知識と経験にどん欲になって生きていきたいと思います。

6 番

精神的な面で負担ではなかったと思っていたんですが、終わったときに家に帰ってそのままバタンキューで倒れました。多分相当疲れたんだなと後になってわかったくらいです。ただ、自分としては意識がないので、そんなに負担ではなかったのではないかと思います。

N H K 記者

最高裁のカウンセリングについては説明を受けたかと思いますが、そういった

ものを利用したことがあるあるいは今後話を聞いてみたいということがあればお伺いしたいのですが。

2 番

カウンセリングは利用していないんですけども、寝室の壁には紙がまだ貼ったままにしてあります。会社に看護婦さんが常駐してまして、そこに行こうかどうしようか行ったり来たりして迷ったこともあったんですけども、きつと行ったら守秘義務をしゃべってしまいそうな気がするので、行かないで閉じこめてあるというところがあります。それをきつと電話で言えばいいんだろうけど、電話するのもどうしようかななんて思いながら今に至っています。

6 番

私は別に利用しようとは思いません。ただもう2度目はいいなというそれだけです。

N H K 記者

裁判員を経験されてみて、制度としてここを改善してほしいというところがありましたらお伺いしたいのですが。

1 番

被害者も加害者も生死に関わること、つまり殺人事件でそれが死刑になるとか無期になるとかそういう生死に関わることは、裁判員裁判の対象として再考の余地があるのではないかと思います。期間が長いということと心理的な負担は相当なものだと思います。自分が経験させていただいた後に、日本全国でいろんな裁判員裁判をやっていまして、見聞きするにつけ、やはりこれは素人にはどうなのかなという思いが強いです。私個人としてはそういう事件は対象外にすべきではないかなと思います。

2 番

私も、裁判員裁判が始まる前から、死刑になるか無期懲役になるかという裁判は裁判員裁判の制度から外した方が、精神的には裁判員に出られる方の負担が少

なくて済むのではないかと思っていました。裁判員が始まる時に強盗致傷以上が裁判員裁判になるという風に聞いたんですけれども、それ以下を裁判員裁判として、それから上はやはり専門の人にやっていただきたいと思います。

3番

私も1番の方と同じで、生死に関わるというか無期懲役か死刑かという裁判には、参加させていただきたくないです。

5番

自分も同じです。無期懲役と死刑は少しきついものがあると思います。

6番

私も1番の方と同じです。

毎日新聞記者

2番の方が心理的な負担と言っていましたが、しゃべりたいけどしゃべれなかったり今も悩んだりしている部分があるというお話で、最高裁が設置しているカウンセリング以外にこういう場があれば自分の気持ちがやわらぐとかこうしたケアをしてほしいとか、あるいはそれはもう完全に裁判所にやってもらうことではなくて、自分の中で時間をかけて処理をしていくしかないものなのか、どういふものがあれば今抱えているお気持ちが軽減されるのでしょうか。

2番

最高裁のカウンセリングは24時間受付と書いてあるので、私は夜眠れなくなったら電話してしまおうかなと思って寝室に貼ってあるんですけども、でも時間が経つにつれてやはり薄れてくる面があって、だいぶ負担は少なくなってきました。やはり、さっき質問でもあったんですが、考え方や気持ちの面で変わった点はありますかみたいな話がありましたけれども、裁判員という言葉を聞くと振り返ってしまうみたいなところがまだ少しあるので、まだ心のどこかに引っかかりはあります。

信濃毎日新聞記者

裁判員制度の改善してほしいと思う点で、重大な事件、特に殺人であるとか量刑が死刑か無期懲役かを争うものについては、外した方がいいのではないかなという意見もありました。また、強盗致傷以上は専門裁判官によるものにした方がいいというお話もあったのですが、さらにもう一步踏み込んで、裁判員制度そのものが必要であるか否かという点について、みなさんの意見をお聞かせください。

1 番

裁判員のときにいただいた書類の中に、「司法を理解しやすく、それまでより以上信頼されるものにするためにこの導入がされた」という記述があったのですが、平たく考えれば、皆が関心を持つということについては賛成です。ただ、やはり内容的に2番の方が今も感じていらっしゃるようなこともありますし、重大事件については、大げさに言ったらその人の生活がガラッと変わってしまっている方も大勢いらっしゃるのではないかなと思うんですね。そこまでして実施していくべきなのかなとは思いますが、方法的に考えながら導入することには賛成です。

2 番

何とも返事ができないんですけども、私は5年間は裁判員をお断りできるとかいう話を聞いたのですが、もう今後一切お断りさせていただこうかなと思うくらいなので、私の子供や主人がなったらかわいそうだなと思います。なんという言葉をかけていいか分かりません。

3 番

すごく貴重な経験をさせてもらったと思うんですけども、経験をして裁判とかいろんな事件に少しは関心を持つようになるんですけども、いろんな話し合いの中でこういう風になって裁判というものが行われて、どういう風に裁判官たちが考えながら判断をされているというような道筋とか、裁判のされ方とかそういうものについて1回勉強をしたという感じです。それから判決についても、

だいたいどういう事件であればどのくらいということがあるんだということを知ったくらいで、そのときで終わってしまうから次にも続いていかないし、だからこれからたくさんの人が経験して行って、皆がそれぞれ1回経験したんだということがどういうことなのかというのは、ちょっと良いのか悪いのか分かりませんが、でも、全然分からなかったよりは、経験したことは大きなことだったと思います。

5 番

自分は、裁判員裁判をやって、いろいろな側面で物事を見るという大切な経験を得ることができました。制度としてはあってもいいと思います。

6 番

私も裁判員裁判の制度はあってもいいのではないかと思います。やはり裁判官も自分たちが経験したことでしか分からない部分もありますし、一般の人たちが他のことで経験していればそういうこともわかるだろうし、そういうことを取り入れていくのはいいんじゃないかなと思います。

共同通信記者

守秘義務の話ですが、現在守秘義務が一生涯ということですが、例えば、裁判員の経験をされた知識ですとか経験を共有するという意味でもですし、あるいは誰かに話して心理的負担を軽減するという意味でもそうですし、例えば何年経ったら話してもいいですとかそういった風に期限を設けることについては、何か意見はありますか。

1 番

若い人には先が長いので負担になるかもしれませんが、守秘義務というものは、話していいものと悪いものとありますので、期限を付けるかどうかではないと思います。私の場合は守れると思いますし、時間が忘れさせてくれるという場合もあるのではないかと思います。期限を短くするとかいうことは、考えてもみないことでした。

2 番

期限を付けていただいても、今でも既に忘れかけていることもあるので、5年経ったら話していいよと言われても、忘れてしまったということになるのではないかなと思っています。だから守秘義務は生涯守っていきます。

3番

先ほども言いましたけれども、今までもそれほど聞いてくる人もいないので、多分自分からも別に話そうとも思いませんし、期限は短くしなくてもいいかと思えます。

5番

自分はあまり負担はなかったです。期限付きでなくていいと思えます。

6番

私も期限が付いていようがいまいが別に構わないと思うんですけども、何でもかんでも後で知った方がおもしろいかといたらおもしろいものでもないですから、別に守秘義務があった方がいいのではないかと思えます。

信越放送記者

経験や教訓として良かったという意見もありましたけれども、裁判員経験者という立場から、一般の市民が裁判に関わった事の意味についてどのように感じていらっしゃるか教えていただけませんか。

1番

私は、今までこういう事に関しては、あまり深い関心がなかったです。でも、経験させていただいたことによって、関心の目で見られるようになったということだと思います。

2番

自分と違う考えの人が、他にも何人かいらっしゃるんだというのが分かりました。

5番

法律が自分にとって身近なものになりましたし、裁判所自体どういうことをや

っているのかということをおぼせていただきました。

6番

裁判というものに自分が初めて携わったということと、この人の人生を自分が決断出したのかなというそういう負い目じゃないですけども、そういう気持ちがあります。

3番

私も今まで全然興味がなかったのですが、裁判というものの仕組みを知ることができたこととか、判決の年数とかいうのがだいたいどういう事件においてどういう風になってくるとか、そこにいろいろなその人の反省の仕方とかいろいろな要素によって長くなったり短くなったりするということが、テレビドラマじゃなくて自分で経験することができました。

司会者

最後に、法律家の方々に御意見、御感想があればお願いいたします。

裁判官

経験者の皆様、裁判員裁判そして本日までご苦勞様でございました。裁判を通じて、裁判員の皆さんが真剣に裁判に参加していただいているということを十分に感じる事ができて、本当にありがたいことだなと思い敬意も感じておりました。今日あらためて、皆さんが精神的あるいは家庭生活社会生活において様々なご負担や悩みを抱えながらも前向きに取り組んでくださったということを感じ入りました。皆さんのこのご負担を無にしないように、今後も、私なりにがんばって良い裁判をしていきたいと思っております。本日は貴重な御意見ありがとうございました。

検察官

私も非常に今後の公判の立会にあたって参考になる御意見を伺わせていただきまして、本当に勉強になりました。生死に関わるような事件については対象外にすべきだということで、この長野でもそういうような事件を私の方で担当してお

りまして、これから審理が入る予定がありますので、非常に気が重くなってしまっている状況であります。それはそれとして、本日いろいろお聞きしたところを、皆さんの精神的な負担が大きいことなどを踏まえて、なるべくそういう負担をおかけしないような立証をしていかなければいけないということをあらためて強く感じました。本日はどうもありがとうございました。

弁護士

本日はありがとうございました。このように現実に経験された方から直接お話が聞けるという機会は初めてですので、非常に参考になりました。これからも分かりやすくやりたいという風に肝に銘じました。それから、これは裁判所になんですが、可能であれば、まだこの制度が始まって何年も経っていませんので、今回限りということではなくて、何回かこういう機会を設けていただければと思うのが一つと、次回のときには私も直接質問をしたいなという風に思いました。本日はありがとうございました。

司会者

いろんな御意見を賜りましてありがとうございました。特に裁判員経験者の皆さん方のこれから裁判員になられる方へのメッセージ、あるいは重い事件についてということでこれから裁判員になられる方に対するおもんばかりというのを含めた御意見などは、私としても大変感銘を受けました。もう一方で、皆さん方がそれぞれいろいろな思いがありながらも、選ばれてしまった以上は仕方がないということでそれぞれの責務を果たしていただいたということに非常に心強く思っておりますし、これからの長野の皆さん方も選ばれたからにはそういう形で責務を果たしていただけるものと確信しております。本日は長時間又お忙しい中誠にありがとうございました。これで意見交換会を終わらせていただきます。